

平成29年第39回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第39回岩手町農業委員会総会は、平成29年6月20日、午後3時、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (2) 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (5) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (6) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (7) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について
- (8) 議案第6号 農業委員会に係る規則等の改正について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

4番 細野 清悦

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	民部田 政彦
農地振興係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後3時)

議 長 ただいまから第39回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。本日の欠席通告者は、4番細野清悦委員であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。5番井戸ツヨミ委員、6番黒澤金一委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任にお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告2件、議案6件の提出があります。お諮りします。報告2件、議案6件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告2件、議案6件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約についてご説明いたします。

解約する農地の所在は御堂第5地割地内の農地、合計34,969平方メートルです。貸出人が借受人に贈与をするため、解約をするものです。本件は今回総会議案第

1号により提案している案件に関連するものでございます。
以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま、事務局より説明をいただきました。この件について、皆さんより質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件でございませぬ。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。砂利採取のため農地法第3条に基づき賃貸借権設定された農地を、農地法第18条の規定により合意解約するものであります。
以上報告第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま、事務局より報告第2号の説明をいただきました。この件について皆さんより質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

議 長 議案に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対す

る可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号10番から12番は贈与による所有権移転案件でございます。

受付番号10番、土地の所在は御堂第5地割地内の農地5筆、面積34,969平方メートルを父から子が贈与を受けようとするものでございます。

受付番号11番、土地の所在は江刈内第32地割地内の農地3筆、面積4,052平方メートルを記載の者が贈与を受けようとするものです。

受付番号12番、土地の所在は江刈内第32地割地内の農地2筆、合計面積2,519平方メートルを記載の者が贈与を受けようとするものです。

続いて受付番号13番14番は売買許可案件でございます。

受付番号13番、土地の所在は一方井第6及び12地割地内の田6筆、面積10,308平方メートルを記載の者が記載の金額で売買しようとするものです。

受付番号14番、土地の所在は大坊第6地割地内の畑1筆、面積5,665平方メートルを記載の者が記載の金額で売買しようとするものでございます。

なお、議案第1号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告を担当委員からお願いいたします。

2番中村委員 現地調査の結果を委員番号2番の私中村から報告いたします。

本日、午前9時から事務局2名と1番山口委員、3番國枝委員と、私とで現地を確認して参りました。

受付番号10番の農地の贈与の件について、報告します。

農地の所在地区は前が沢地区で、●●から東へ700メートルほど先のあたりに点在する農地でした。

現地を確認しましたところ、すべて農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上で報告を終わります。

事務局 受付番号11番及び12番の農地の贈与の件については、4番細野委員より現地調査をしていただきましたが、本日欠席のため事務局の方から報告いたします。

現地を確認しましたところ、農地として適正に管理されており、問題はないという報告をいただいております。以上です。

3番國枝委員 現地調査の結果を委員番号3番の私國枝から報告いたします。

本日、午前9時から事務局2名と1番山口委員、2番中村委員と、私とで現地を確認して参りました。

受付番号 13 番の農地の売買の件について、報告します。

農地の所在地区は今松地区で、●●から西へ1キロメートルほど先に6筆が、まとまってある農地でした。

現地を確認しましたところ、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上で報告を終わります。

事務局 受付番号 14 番の農地の売買の件につきましても、4番細野委員より現地調査の結果を報告いただいております。

現地を確認しましたところ、農地として適正に管理されており、問題は無いと報告をいただいております。以上です。

議長 ただいま、現地調査の報告をいただきましたが、この案件について、皆様の方から質疑ございましたらお願いします。

17番遠藤委員 17番遠藤です。13番の件についてですが、これは、土地改良で地番整備が終わった田んぼだったのででしょうか。双方合意といわれればなんともならないのですが、10アール当たり10万円というのだったら、納得いかない値段ですね。これでいいのかなという思いをしておりますが、どうしようもないのでしょうか。

議長 この件は双方合意ということで、私たち委員会の中で協議して取り下げまではできないと思いますが、いいという人もあるのでいたし方がないのかなといえませんが、改良区で整備したところですので、どなたから伺ってもちょっと安すぎるのではないかなという話も出ております。ただあまりに安いと、次に出てくる売買に影響してくると思いますね。

事務局 何か事情があってこの価格かもしれません。事務局がいるところで値段について話し合いをしてもらって、値段について私たちがアドバイスすることなく、そのまま当事者同士の交渉で決めてもらいました。安いというご意見も、そのとおりだと思います。

6番黒澤委員 6番黒澤です。関連ですが、この件については事務局の方からこういう話があるよということで、斡旋の一部ということで貸し手に接触してみました。ところがこの土地については既に前々から全部貸している、借り手が全部引き取るということでした。安くてもいいからとにかく処分してしまいたい、ということで、適正価格というものもあるということも話しましたが、本人が安くてもいいから早く処分したいという強い希望がこういうことになったようでございます。いずれにしても前々から貸している人に移行したという形になります。

議 長 ただいま黒澤委員から諸事情をお話いただきました。数年前から貸している事情もありますが。

17番遠藤委員 田んぼに関してはこれで全部ですか。

6番黒澤委員 土地改良の分は全部です。畑は前回の農業委員会総会で案件が出ました。

17番遠藤委員 いろいろな事情があるということはだいたい把握しておりますが、だからこそこれではむしろ逆にかわいそうという思いがありますが、仕方がないことでしょうか。

11番横澤委員 11番横澤です。田んぼの価格に関しては、私たちの地域でも2年位前に地域のため不動産を売買するということがあったのですが、どうでもいいから売りたいというのもちよっとと思いますね。最低でもこのくらいの価格というのをある程度示すという方向性を持っていかないと、これから会社だったりいろいろな組織が入ってくることもあると思うので、単価的に、はいこれで、とポンと決められてしまうと、1町歩単位が10万円になる可能性も出てくると思いますので、今度新しく制度が変わって農業委員、農地利用最適化推進委員が基準を設けられるような考え方をしていた方がよいと思います。事務局でもアドバイスしていけるようにしていくと、今のように安いという意見もなくなると思います。

あと、税務会計課から、「地域の農地の適正価格についてどう思いますか」という内容のものが皆さんにも届いていますか。そのようなものもあつて委員の皆さんが提出していると思いますので、税務会計課から聞いて対処するような形をとった方がよいと思います。以上です。

議 長 これから特に土地の売買も増えてくる可能性もあつて、農業委員会としてももう少し注視しながら、今横澤委員が述べられたようなところまで入り込んでいければいいと思います。

事 務 局 事務局では、税務会計課でそのような調査をしていることを知りませんでした。では税務会計課からその情報をいただいて、農業委員が考える適正価格というものを、農地の売買の照会があつた時にお伝えしてよろしいですか。

11番横澤委員 そのために税務会計課でも調べているのではないのでしょうか。

事 務 局 税務会計課の職員も、適正価格は言えないと思いますが、まず、示し方はそのような示し方があるということが一つと、やはり需要と供給というものがあるから、安く売りたいという事実もあります。それはそれで受け入れてもらいたいですし、

その前段階として農業委員が考える農地の売買価格というものを事務局で整備して、照会があった時にお示しできるようにしたいと考えます。以上です。

議 長 はい、そのほかにありませんか。

1 5 番幅委員 この方たちは親戚ですか。

6 番黒澤委員 まったく違います。

1 5 番幅委員 黒澤委員はこの判断のことで相談を受けたのですか。

6 番黒澤委員 いいえ、農業委員会から話を聞いて売り手から話を聞きましたが、その時は既に売買の話が進んでいた状態で、さっきから皆さんから話が出たように、農業委員会としてはやはり農地の適正価格というのがあって、その適正価格の中で条件が悪ければそれは価格が下がるとか、道路整備などの条件が良ければ価格が上がるとか、指導する機関としてある程度把握して、その辺を相談されたならば適正価格というものがあるということを示しているのではないかと思います。

5 番井戸委員 適正価格、それは必要だと思います。でも、これから高齢化が進みます。私の地区の高齢者からは、医療費が払えないからお前さんにあげると言われます。今月2万円払わなくてはならない、それでいいからと相談に来ます。それも一等地にある場所でも。元気なうちはなんだかんだ言っても、そのよう家庭的な事情や離さなくてはならない事情も汲んでほしい。ただただ適正価格だからといってアドバイスすることはいいけれども、じゃあ医療費となったときに、その辺のバランス的なところもこれから考えていかなければならないと思います。高齢者世帯では誰もやる人がなくなってきているところが結構あります。だからそのようなところも頭の隅において考えていただきたいと思います。

9 番遠藤委員 私は今、すぐそばの田んぼの売り手を見つけられなくて実は困っております。この案件の場所はすごく条件が良くて形も良いけど、私が相談を受けているところは三角で湿地という、整備していてもそういう条件の悪い田んぼです。今井戸委員がおっしゃったように、売り手は少しでもお金にしたいという気持ちだと思いますが、だからこそ適正価格で承認してほしいなと今感じました。自分は今いろいろあたっておりますが、今の時代は、いろいろ機械がそろって営農組合、機械組合が中心になってやってさえも、田んぼは要らないと言われております。売り手側は、やむを得ず離さなくてはならない、自分ではできない、お父さんは病気であたってしまっていてできないという状況の中で、どうしてもできないという状況の人ってやはり少しでも高く売りたいという気持ちになると思うのです。このように間に入ると、売り手

側の人も考えるのではないのかなと考えます。

議 長 皆さんから大変貴重なご意見をたくさんいただきましたが、あとありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号3番、土地の所在は川口第47地割地内の畑1筆、面積750平方メートルの土地を、父から子が贈与を受け居宅を建設しようとするものです。

受付番号4番、土地の所在は五日市第3地割地内の田、2,651平方メートルのうち494平方メートルを、叔父から甥が贈与を受け居宅を建設しようとするものです。

なお、議案第2号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いいたします。

15番幅委員 受付番号3番の農地の転用について、15番の幅から現地調査の結果を報告します。地区は大平地区で、●●から見て南へ500メートルほど先にある申請人の自宅の隣の農地でした。現地を確認しましたところ、農地として管理されており現在の土地の利用状況や、農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無いと見てまいりました。以上です。

2番中村委員 受付番号4番の件について報告します。本日午前9時から、事務局2名と1番山口委員、3番國枝委員と私とで現地を確認して参りました。地区は笈の口地区で●●の北西へ250メートルほど先の農地でした。現地を確認しましたところ、

農地として使用されており現在の土地の利用状況及び、農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。この件について、皆様の方から質疑ございましたら受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願いが提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます

事 務 局 議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。番号1番、土地の所在は土川第1地割地内の田1筆、面積41平方メートルの土地であります。昭和50年ごろの町道拡幅工事により残地となった田であります。なお、議案第3号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。現地調査の報告を担当委員からお願いいたします。

1番山口委員 1番山口から報告いたします。本日午前9時から、事務局2名と2番中村委員、3番國枝委員と私とで現地を確認して参りました。地区は下浮島地区で、●●から東に1キロメートルほど先の道路脇にある土地でした。現地を確認しましたが、とても小さい土地で山林化しており、周囲も山林のため農地として利用できるような状態ではないので、仕方がないと判断しました。以上で終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。この件について、皆様の方から質疑ございましたらお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、可とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成29年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号8番、土地の所在は土川4地割地内の畑3筆、合計面積25,138平方メートルを、岩手県農業公社に15年間賃貸借しようとするものです。

以上で議案第4号に係る説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について、皆様の方から質疑ございましたらお願いします。

(なしの声)

15番幅委員 この方は飼料作物と記入ありますが。

事 務 局 次の5号議案で誰に貸したか明らかになっていて、酪農家に貸し出すこととなっております。

15番幅委員 貸借料は15年間で10万円ですか。

事 務 局 いいえ、1年間、3筆合計で10万円です。

議 長 あと、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第4号、農地中間管理事業に伴う

岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、岩手町長より意見の決定を求める旨申し出があったので、意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、ご説明いたします。

先ほど、議案第4号により議決いただいた農地を、岩手県農業公社から記載の者が15年間賃貸借しようとするものです。

以上で議案第5号に係る説明を終わります

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について、皆様の方から質疑ございましたら受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号、農業委員会に係る規則等の改正について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号です。岩手町農業委員会会議規則についてですが、昨年12月総会で条例等の改正案を皆様にお示ししましてご同意をいただきましたが、誤りがありまして、その箇所を訂正いたしました。誠に申し訳ありません。訂正した箇所は小委員会制に係る条項を削除し、岩手町農業委員会規程については、農業委員等の身分証

明書の対応条項の訂正を行うものであります。以上で議案第6号に係る説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について、皆様の方から質疑ございましたら受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第6号、農業委員会に係る規則等の改正について、可とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第6号、農業委員会に係る規則等の改正について、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第39回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時45分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

5番 印

6番 印